

機 械 警 備 用 重 要 事 項 説 明 書

(警備業法第19条第1項、同法施行規則第33条第5号)

宮城県仙台市青葉区中央三丁目2番1号
 同 和 警 備 株 式 会 社
 代表取締役 中 島 芳 樹
 TEL 022-222-5455 FAX 022-711-5362

契約を締結しようとする本警備契約の概要は、次の表のとおりです。

No	項 目	内 容
1	警備業務を行う期間	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
2	警備業務を行う時間帯	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
3	警備業務対象施設の名称及び所在地	名 称: 契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
		所在地: 契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
4	警備業務に従事させる警備員の人数及び担当業務	原則として1名 (異常の際対処する警備員) 防犯・火災異常等お客様と協議して定めた業務
5	警備業務に従事させる警備員が有する知識及び技能	警備業法で定める法定教育及び弊社で定めた研修を受講しています。
6	警備業務に従事させる警備員が用いる服装	警備業法に基づき宮城県公安委員会に届出ている、弊社の制服を着用します。
7	使用する機器又は資機材(車両一台当たり)	1. 警戒棒 2. 防刃チョッキ 3. ヘルメット 4. 懐中電灯 5. 車載無線機 6. 携帯用電話機
8	警備業務対象施設の鍵の管理に関する事項	鍵は、「鍵の授受簿」により授渡しを行い、厳重に管理します。
9	基地局及び待機所の所在地	基地局: 同和警備(株)管制センター 仙台市青葉区中央三丁目2番1号
		待機所: 契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
10	待機所から警備業務対象施設までの路程・時間	警備上の観点及び渋滞等の交通事情から、路線は固定しないものとします。
11	盗難等の事故発生に関する情報を感知する機器の設置場所及び種類その他警備業務用機械装置概要	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
12	送信機器の維持管理の方法	警報機器の機能を維持するために適宜に点検を行い、万一作動に異常を認めたとときは、速やかに必要な処置を講じます。
13	警備業務対象施設における盗難等の事故発生時の措置	盗難等の事故が発生した場合は、直ちに関係機関等へ連絡するほか、事案に即した所要の処置を講じ、被害の拡大防止等を図ります。
14	お客様への報告の方法	所定の方法により、必要の都度、お客様に報告いたします。
15	警備料金・その他の費用	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
16	支払い時期及び方法	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
17	警備業務の再委託に関する事項	この警備業務は、弊社が行い、下請け等再委託は行いません。(協議により同意の場合を除く)
18	免責に関する事項	①天変地異、暴動、その他不可抗力による場合 ②物件の瑕疵又はお客様の管理上の瑕疵に基づく場合 ③お客様の従業員又は関係者の故意あるいは過失に基づく場合 ④物件に設置した警報機器について、お客様の従業員又は関係者がお客様と協議することなく移設、変更、撤去あるいは加工等をした結果生じた場合 ⑤物件に設置した機器は正常に作動したにもかかわらず、弊社の支配下にあらざる何らかの事由で利用回線による送信が行われない場合 ⑥お客様に損害が発生した場合において、当該損害が警報機器設置箇所以外で発生した場合、又は、警報機器の機能外で発生した場合 ⑦お客様の臨時依頼により、弊社が無償で提供した本契約書に定められていない役務に関して損害が発生した場合
19	損害賠償の範囲、損害賠償額、その他損害賠償に関する事項	弊社は、本契約に基づく警備実施時間中に弊社の責に帰すべき事由により生じた損害について客観的に承認された損害証明に基づき対人賠償、対物賠償合わせて1事故10億円を限度としてお客様に対しその損害を補償します。
20	契約の更新に関する事項	契約期間満了3ヶ月前に終了の意思表示がない場合は、1年間毎の自動更新とさせていただきます。
21	契約の変更に関する事項	お客様の理由により、警報機器の移動、変更、増設等の必要が生じる場合は、お客様は事前に弊社に通知するものとし、当該工事費はお客様の負担とし、警備料金は協議のうえ変更できるものとします。
22	契約の解除に関する事項	契約期間満了3ヶ月前に書面をもって相手方に通知を行うものとします。 お客様の理由により契約期間満了(更新期間中の満了を含む)前に解約する場合は、次の算式で求める解約金をお支払いいただきます。 解約金＝月額契約料金×0.5×残存契約月数 お客様側が暴力団等反社会的勢力であることが判明したとき、若しくは暴力、脅迫その他の不当な手段を用いて要求行為を行った場合は、弊社は催告することなくこの契約を解除させることができるものとします。
23	警備業務に係る苦情を受けるための窓口	各拠点が対応します。
24	これらのほか特約があるときは、その内容	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
25	通信回線について	機械警備機器のご利用にかかる通信回線の使用料金、電気料は、お客様のご負担となります。 通信回線の種類の変更や設定の変更の際は、サービスの提供ができなくなる場合がありますので、必ず事前の連絡が必要です。

- ※ 上記警備業務について契約に至るまでの見積提出(契約前)から契約書取交し(契約時)の内容説明の概要を表示しております。
- ※ 本書に記載のない事項については見積書及び契約書において別途記載、ご説明させていただきますが、基本の共通する内容となります。
- ※ 書面交付の代わりに、こちらのホームページにて表示し提出に代えさせていただきます。